

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年七月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>川越栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市菖蒲町小林字小下後三六三三番 一地从り同市菖蒲町小林字小下後三 六一五番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年七月七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和五年七月七日付け埼玉県杉戸県土 整備事務所長告示第十九号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 一七八・七一メートル</p>	<p>備考</p>